

工 事 成 績 評 定 要 領

(令和元年 8 月 1 日適用)

(目的)

第 1 条 この要領は、加西市工事等検査要綱第 19 条の規定に基づく工事成績の評定に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定を実施し、業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象)

第 2 条 評定は、加西市財務規則第 111 条の規定に基づき、契約を締結した契約額 300 万円以上の工事について行うものとする。

なお、災害に伴う緊急工事及び応急工事については、評定の対象外とする。

(評定の内容)

第 3 条 評定は、次に掲げる事項について行うものとする。

1) 工事の施工状況、目的物の品質・出来形・出来ばえ、施工管理書類

(評定者)

第 4 条 第 3 の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

1) 工事成績の評定者は、監督員、担当課長、検査官（員）とする。

(評定の方法)

第 5 条 評定は、それぞれの工事について、評定者ごとに行うものとする。ただし、複数の監督職員にあっては、監督職員の協議により行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定ごとに独立して適確かつ公正に行わなければならない。

3 評定は、次の各号により行うものとする。

1) 工事成績の評定は、別紙様式第 3 号「工事成績評定表」によるものとする。

2) 単価契約工事及び契約額が 300 万円未満の工事については、評定を省略することができる。

(評定結果の記録)

第 6 条 評定者は、評定結果を別記様式第 1 号「工事成績カード」及び別記様式第 2 号「細目別評定点採点表」に記録するものとする。

(報告書の提出)

第7条 監督員は、別記様式第1号及び別記様式第2号を完成検査必要書類とともに、検査官(員)に提出する。検査官(員)は別記様式第3号を作成し、完成検査後速やかに担当課長に提出するものとする。

(工事成績評定通知書の送付)

第8条 市長は、工事成績評定通知要領に基づき業者に対し、通知書を送付するものとする。

適用期日

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

経過処置

この要領の適用前に締結された工事の請負については、従前の例による。ただし、主管課長が、必要と認める場合は、改正後の要領を適用できる。

附則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和元年8月1日から適用する。

工 事 成 績 評 定 表

施工年度	令和 年度	工事番号	加〇〇工第〇〇号
工 事 名			
工事場所			
請負業者			
契約金額			
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
完 成 日	令和 年 月 日	検査日	令和 年 月 日
評価項目	細 別	評定点/満点	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	〇〇点/〇〇点	
	II. 配置技術者	〇〇点/〇〇点	
2. 施工状況	I. 施工管理	〇〇点/〇〇点	
	II. 工程管理	〇〇点/〇〇点	
	III. 安全管理	〇〇点/〇〇点	
	IV. 対外関係	〇〇点/〇〇点	
3. 出来形及び出来栄え	I. 出来形	〇〇点/〇〇点	
	II. 品 質	〇〇点/〇〇点	
	III. 出来栄え	〇〇点/〇〇点	
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件対応	〇〇点/〇〇点	
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	〇〇点/〇〇点	
6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域貢献	〇〇点/〇〇点	
7. 法令順守等 (減点のみ)		〇〇点/〇〇点	
評 定 点 合 計		〇〇点/100.0 点	